ハ　第二十六条第十六号ロの事項及びその変更に関する記録
［ニ　略］
ホ　第二十六条第十六号ニの監査の実施結果に関する記録
五　認定事業者の設備及び安全対策措置に関する書類で次に掲げるもの　法第十七条第一項第五号の規定による主務大臣の認定の更新の日
［イ～ハ　略］
ニ　第二十六条第十七号の許諾に関する記録
［ホ～ト　略］
六　法第十七条第一項第六号の規定による主務大臣の認定を受けた者の設備、安全対策措置及び組織管理に関する書類で次に掲げるもの　法第十七条第一項第六号の規定による主務大臣の認定の更新の日
［イ～ニ　略］
ホ　第二十八条第三号イの事項及びその変更に関する記録
ヘ　第二十八条第三号ロの事項及びその変更に関する記録
［ト　略］
チ　第二十八条第三号ニの監査の実施結果に関する記録
［リ・ヌ　略］
［七・八　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

ハ　第二十六条第十四号ロの事項及びその変更に関する記録
［ニ　同上］
ホ　第二十六条第十四号ニの監査の実施結果に関する記録
五　認定事業者の設備及び安全対策措置に関する書類で次に掲げるもの　法第十七条第一項第五号の規定による総務大臣の認定の更新の日
［イ～ハ　同上］
ニ　第二十六条第十五号の許諾に関する記録
［ホ～ト　同上］
六　法第十七条第一項第六号の規定による総務大臣の認定を受けた者（以下この号において「電子署名等確認認定事業者」という。）の設備、安全対策措置及び組織管理に関する書類で次に掲げるもの　法第十七条第一項第六号の規定による総務大臣の認定の更新の日
［イ～ニ　同上］
ホ　第二十八条第二号イの事項及びその変更に関する記録
ヘ　第二十八条第二号ロの事項及びその変更に関する記録
［ト　同上］
チ　第二十八条第二号ニの監査の実施結果に関する記録
［リ・ヌ　同上］
［七・八　同上］

附　則

この省令は、令和三年九月一日から施行する。

○総務省・経済産業省令第一号

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）の施行に伴い、及び電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）を実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月二十七日

総務大臣　武田　良太
法務大臣　上川　陽子
経済産業大臣　梶山　弘志

電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令の一部を改正する省令

電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（申請等の方法） **第十七条**　令又はこの省令の規定による主務大臣に対する申請書等の提出は、内閣総理大臣又は法務大臣のいずれかに、正本一通及び副本一通を提出することにより行うことができる。	（申請等の方法） **第十七条**　令又はこの省令の規定による主務大臣に対する申請書等の提出は、総務大臣、法務大臣又は経済産業大臣のいずれかに、正本一通及び副本二通を提出することにより行うことができる。

附　則

この省令は、令和三年九月一日から施行する。

○総務省・法務省・経済産業省令第二号

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第六条第一項第二号の規定に基づき、及び同法を実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月二十七日

総務大臣　武田　良太
法務大臣　上川　陽子
経済産業大臣　梶山　弘志

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。